

<津山市指定管理協定書>
(例)

目次

第1章 総則

第1条	(本協定の目的)	1
第2条	(指定管理者の指定の意義)	1
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条	(信義誠実の原則)	1
第5条	(用語の定義)	1
第6条	(管理物件)	1
第7条	(指定期間と会計年度)	1

第2章 本業務の範囲と実施条件

第8条	(本業務の範囲)	1
第9条	(津山市が行う業務の範囲)	2
第10条	(業務実施条件)	2
第11条	(仕様書等の変更)	2
第12条	(業務範囲及び業務実施条件の変更)	2

第3章 本業務の実施

第13条	(本業務の実施)	2
第14条	(開業準備)	2
第15条	(第三者による実施)	2
第16条	(管理施設の維持保全)	3
第17条	(緊急時の対応)	3
第18条	(情報管理)	3

第4章 備品等の扱い

第19条	(津山市による備品等の貸与)	3
第20条	(指定管理者による備品等の購入等)	3

第5章 業務実施に係る津山市の確認事項

第21条	(業務計画書)	4
第22条	(業務報告書)	4
第23条	(津山市による業務実施状況の確認)	4
第24条	(津山市による業務の改善勧告)	4

第6章 指定管理料及び利用料金

第25条	(指定管理料の支払い)	4
第26条	(指定管理料の変更)	5
第27条	(利用料金収入の取扱い)	5
第28条	(利用料金の決定)	5

第7章 損害賠償及び不可抗力

第29条	(損害賠償等)	5
第30条	(第三者への賠償)	6
第31条	(保険加入)	6
第32条	(不可抗力発生時の対応)	6
第33条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	6
第34条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	6

第8章 指定期間の満了

第35条	(業務の引継ぎ等)	6
第36条	(原状復帰義務)	7
第37条	(備品等の扱い)	7

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

第38条	(指定管理者の構成員の変更)	7
第39条	(津山市による指定の取り消し)	7
第40条	(指定管理者による指定の取り消しの申し出)	8
第41条	(不可抗力による指定の取り消し)	8
第42条	(指定期間終了時の取扱い)	8

第10章 その他

第43条	(権利・義務の譲渡の禁止)	8
第44条	(随時報告を求める事項)	8
第45条	(運営協議会の設置)	8
第46条	(本業務の範囲外の業務)	9
第47条	(自動販売機の設置)	9
第48条	(本業務の実施に係る指定管理者の口座)	9
第49条	(請求、通知等の様式その他)	9
第50条	(協定の変更)	9
第51条	(解釈)	9
第52条	(疑義についての協議)	9
第53条	(裁判管轄)	9
第54条	(補則)	9

別紙1	用語の定義	11
別紙2	管理物件	12
添付資料	(仕様書)	13

〇〇施設の管理に関する協定書（例）

津山市と〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、〇〇施設（以下「本施設」という。）の管理に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、津山市と指定管理者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 津山市及び指定管理者は、本施設の管理に関して津山市が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する〇〇サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 津山市は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 津山市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間と会計年度）

第7条 本業務の指定期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日である。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第8条 指定管理者は、〇〇施設条例（平成〇年〇〇市条例第〇号）第〇条に規定する次の各号に掲げる業務を行うものとする。

<例示>

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設等の維持保全に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、津山市又は指定管理者が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(津山市が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、津山市が自らの責任と費用において実施するものとする。

<例示>

- (1) 不払い利用料の徴収業務
- (2) 本施設の目的外使用許可

(業務実施条件)

第10条 指定管理者が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(仕様書等の変更)

第11条 津山市及び指定管理者は、本協定締結後に仕様書等の変更の必要が生じたときは、双方による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、仕様書等を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 津山市または指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 津山市または指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 指定管理者は、本協定、条例、及び関係法令等のほか、応募要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、応募要項等及び提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、応募要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第14条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 指定管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、津山市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 津山市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第15条 指定管理者は、事前に津山市の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または

請け負わせてはならない。

- 2 指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

(管理施設の維持保全)

第16条 指定管理者は、施設の運営に支障をきたさないよう、必要な修繕、改修等を行うこと。軽微な修繕以外については、緊急を要する場合を除き、事前に津山市に連絡、協議等を行うこと。

- 2 修繕経費については、原則として指定管理者の管理経費で賄うものとする。ただし、軽微な修繕以外で、協議の上、その費用のすべてを指定管理者に負わすことが適当でないと認められる場合は、費用負担について市と指定管理者との間で協議して実施するものとする。この場合の市の負担分については、津山市の予算の範囲内で賄うことができるものとする。軽微な修繕とは、1件につき〇万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものとする。

(緊急時の対応)

第17条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、津山市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、指定管理者は津山市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第18条 指定管理者または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び津山市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(津山市による備品等の貸与)

第19条 津山市は、別紙2に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、津山市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意または過失により備品等（Ⅰ種）をき損滅失したときは、津山市との協議により、必要に応じて津山市に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(指定管理者による備品等の購入等)

第20条 指定管理者は、別紙2に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、自己の費用により購入または調達し、本業務実施のために供するものとする。

- 2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。
- 3 指定管理者は、第1項に定めるもののほか、指定管理者の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

第5章 業務実施に係る津山市の確認事項

(業務計画書)

第21条 指定管理者は、毎年度津山市が指定する期日までに業務計画書を提出し、津山市の確認を得なければならない。

2 津山市及び指定管理者は、業務計画書を変更しようとするときは、津山市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第22条 指定管理者は、毎年度（又は月）終了後、本業務に関し、津山市が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他津山市が指示する事項

2 指定管理者は、津山市が第39条から第41条に基づいて年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から○日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

3 津山市は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(津山市による業務実施状況の確認)

第23条 津山市は前条により指定管理者が提出した業務報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 津山市は、前項における確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、津山市は、指定管理者に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 指定管理者は、津山市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(津山市による業務の改善勧告)

第24条 前条による確認の結果、指定管理者による業務実施が仕様書等、津山市が示した条件を満たしていない場合は、津山市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第25条 津山市は、本業務実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払う。

2 津山市が指定管理者に対して支払う年度ごとの指定管理料については、次のとおり定めるものとする。

- | | |
|-------|-------------------------|
| 令和○年度 | 金○○円（○%の消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和○年度 | 金○○円（○%の消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和○年度 | 金○○円（○%の消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和○年度 | 金○○円（○%の消費税及び地方消費税を含む。） |
| 令和○年度 | 金○○円（○%の消費税及び地方消費税を含む。） |

3 指定管理料の支払いは、次のとおり行うものとする。

(令和〇年度分)

- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)

(令和〇年度分)

- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)

(令和〇年度分)

- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)

(令和〇年度分)

- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)

(令和〇年度分)

- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)
- ・〇月支払額 金〇〇円 (〇%の消費税及び地方消費税を含む。)

- 4 指定管理者は、指定月(〇月・〇月・〇月)末日の〇日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を津山市に送付するものとする。津山市は、当該請求書を受領してから〇日以内に指定管理者に対して指定管理料を支払うものとする。
- 5 消費税及び地方消費税の税率に変更が生じたときは、その年度の指定管理料の総額に対して現行の消費税率で割戻した額(1円未満切り上げ)に月割り計算により変更前又は変更後の消費税及び地方消費税の税率により算定した額を加えた額とする。

(指定管理料の変更)

- 第26条 津山市または指定管理者は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の変動、並びにその他のやむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。
- 2 津山市または指定管理者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
 - 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第27条 指定管理者は、本施設に係る利用料金を当該指定管理者の収入として、収受することができる。

(利用料金の決定)

第28条 利用料金は、指定管理者が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に津山市の承諾を受けるものとし、必要に応じて津山市と指定管理者の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第29条 指定管理者は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を津山市に賠償しなければならない。ただし、津山市が特別の事情があると認めたときは、津山市は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が津山市の責めに帰すべき事由または津山市と指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 津山市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険加入)

第31条 本業務の実施にあたり、津山市が加入している保険は、次のとおりである。

<例示>

(1) 建物総合損害共済(全国市有物件災害共済会)

(2) 市民総合賠償補償保険(全国市長会)

ア 賠償責任保険

イ 補償保険

2 本業務の実施にあたり、指定管理者はリスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類等を津山市に提出しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって津山市に通知するものとする。

2 津山市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で津山市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で津山市が負担するものとする。なお、指定管理者が加入した保険によりてん補された金額相当分については、津山市の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して津山市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については津山市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第34条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、津山市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 指定管理者は、本協定の終了に際し、津山市または津山市が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 津山市は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して津山市または津山市が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 指定管理者は、津山市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第36条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、津山市に対して管理物件を明渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、津山市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途津山市が定める状態で津山市に対して管理物件を明渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第37条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）については、指定管理者は、津山市または津山市が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 備品（Ⅲ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、津山市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、津山市または津山市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(指定管理者の構成員の変更)

第38条 指定管理者は、やむを得ない事由によりその構成員を変更しようとする場合、津山市に対して構成員の変更を申し出ることができる。

- 2 津山市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(津山市による指定の取り消し)

第39条 津山市は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条（平成17年条例第100号）の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
 - (2) 津山市に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3) 指定管理者が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
 - (4) 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき
 - (5) 指定管理者が次のいずれかに該当すると認められた場合
 - ア 暴力団（津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）であると認められるとき
 - イ 代表者または役員（以下「代表者等」という。）が暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であると認められるとき
 - ウ 暴力団または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - エ 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなど認められるとき
 - オ 代表者等が、暴力団または暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - カ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき
 - キ 暴力団員であることを知らずに雇用・使用していた場合、津山市が当該被雇用（使用）者の解雇を求め、これに従わなかったとき
 - ク 代表者等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 2 津山市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
 - (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 指定管理者による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、津山市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申し出)

第40条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合、津山市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 津山市が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、津山市より不合理な要求が提示された場合を含む。）
 - (2) 津山市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害または損失を被ったとき
 - (3) その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が指定の取り消しを希望するとき
- 2 津山市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第41条 津山市または指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、津山市は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で津山市が負担することを原則として津山市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第42条 第35条から第37条までの規定は、第39条から第41条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、津山市と指定管理者が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第43条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に津山市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(随時報告を求める事項)

第44条 指定管理者は、次の事項に該当したときは、速やかに津山市に報告を行う。

- (1) 施設において、事故が生じたとき
- (2) 施設において、安全管理の妨げとなる犯行予告などがあったとき
- (3) 施設又は施設に係る物品を滅失し、又は毀損したとき。
- (4) 施設の管理に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
- (5) 指定管理者の定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき
- (6) 指定管理者と金融機関との取引が停止となったとき
- (7) 指定管理者が施設の管理業務に関して有する債権に対し差押え（仮差押えを含む。）等がなされたとき
- (8) 指定手続条例第3条に基づいて提出した事業計画書その他の書類の重要な部分に変更があったとき
- (9) その他所管課等があらかじめ定めた事由が生じたとき

(運営協議会の設置)

第45条 津山市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設

置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については津山市と指定管理者の協議により決定するものとする。

- 2 津山市と指定管理者は協議の上、前項の運営協議会に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第46条 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、津山市に対して業務計画書を提出し、事前に津山市の承諾を受けなくてはならない。その際、津山市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 津山市と指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(自動販売機の設置)

第47条 指定管理者が敷地及び施設内に自動販売機を設置する場合には、市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱（平成24年告示第120号）第3条及び第8条の規定による。この場合における売上げ納付金は、12パーセントとする。

- 2 津山市が指定管理者以外の者に自動販売機を設置させるときには、予め指定管理者の同意を得て設置するものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第48条 指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第49条 本協定に関する津山市と指定管理者との間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、津山市と指定管理者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して津山市と指定管理者との間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第50条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、津山市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第51条 津山市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、津山市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第52条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、津山市と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第53条 本契約に関する紛争は、岡山地方裁判所津山支部を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第54条 この協定は、議会の同意議決を得たとき、本協定としての効力を持つものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、津山市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(地方公共団体)

所在地 津山市山北520

名称 津山市

代表者 市長 ○ ○ ○ ○ 印

(指定管理者)

所在地 ○○

名称 ○○

代表者 ○○ 印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、津山市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、○に規定した本業務以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「提案書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した業務提案書のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他津山市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (7) 「応募要項」とは、○○指定管理者応募要項のことをいう。
- (8) 「応募要項等」とは、応募要項本体、応募要項添付資料（仕様書を含む。）、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (9) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として指定管理者に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設 (※詳細については、財産台帳を参照のこと。)

- ・〇〇施設
- ・〇〇施設
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

(2) 管理物品 (※詳細については、備品台帳を参照のこと。)

1) 備品等 (I種)

種類	数量	備考

2) 備品等 (II種)

種類	数量	備考

添付資料（仕様書）

[所管課が作成した業務仕様書を添付する。]